

特集 《知財教育の現場》

AKB48 から学ぶ知財教育

～中学校音楽科～

東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭 原口 直



要 約

音楽を専門的に学んできた半面、知財について大学を卒業するまで全く無知であった筆者が、勤めた企業で知的財産権に出会って知財教育に取り組む経緯をまとめた。中学校音楽科という場に知財を持ち込むにはどうすれば良いか。模索しながら実践している授業の紹介や、それを裏付ける我が国が目指す教育方針と知財教育との関係を紹介する。

知財教育は中学校音楽科において「できればやる」でなく「やらなければならない」項目である。しかしながら、現場ではなかなか教員の知識が追いついていないのが現状である。その原因や打開策についても書いている。

最後には弁理士さんたちに関わっていただきたい方法や内容を付記した。

目次

1. はじめに
2. 知財教育を行うようになったきっかけ
 - (1) 音楽とのかかわり
 - (2) 知財との不自然な出会わなさ
 - (3) 知財との出会い
 - (4) 教育への再起
 - (5) 知財教育のはじまり
 - (6) 知財教育の広がり
3. 実践とその効果
 - (1) 学習指導要領
 - (2) 授業内容
 - (3) 効果と課題
4. 知財教育の広がり
5. 弁理士会へのお願い

1. はじめに

ただの「ちゅうがっこうの、おんがくの、せんせい」である。大学在学中は法律の勉強も、理系の勉強もまったくしていない、ただの「うたうたい」であった。執筆のご依頼をいただいた時に初めてしっかりと弁理士という仕事をきちんと認識した始末で、まずは日本弁理士会のホームページを訪れて「弁理士とは」をクリックしたところから始まった。普段は13歳から15歳の中学生相手にしか話をしない。そのため、弁理士の常識や言葉づかいにまったく対応できないことをご承知おきいただいた上で、読み進めていただければ幸

いである。

まずは本校の説明から申し上げたい。国立大学法人の東京学芸大学は東京都小金井市にキャンパスを構える教育学部のみを持つ大学である。学生はほとんどが教員をはじめとする子どもと関わる職業従事者の卵と言っている。大学には附属学校があり、幼稚園2園、小学校4校、中学校3校、高等学校1校、中等教育学校1校、特別支援1校が都内各地に点在している。本校のある世田谷地区は道路を1本はさんで小学校があり、3km離れた場所に高校がある。小学校から中学校、中学校から高校とそれぞれ内部進学制度はあるものの、人数の枠が決められており希望者全員が進学できるわけではないため受験対策をしっかりとこなす。また、附属高等学校から東京学芸大学への進学は10名前後に留まり、平成29年度の進学先は多い順から東京大学、慶應義塾大学、早稲田大学となっていることからわかるとおり、附属と言えど東京学芸大学への進学を目指すための教育を児童・生徒にしているわけではない。

附属学校の役割は『教育研究』と『教育実習生の受け入れ』である。『教育研究』はこれからの教育を見すえて文部科学省や国立教育政策研究所などから出される方針を参考としながら学校としての目標を掲げ、先進的・実験的な教育をおこなう。大学と連携をして、研究を進めることもある。次に『教育実習生の受け入

れ』は中学校の教員免許を取得するために必修である2～3週間の実習をおこなう。大学3・4年生が年に2回、時期を分けて各50名程度が学級と教科に配属される。教育実習生による授業に対して指導を行うのも大切な役割であり、時間や手間がかかる一方で、やる気に満ちあふれた若者を育てあげていくのはやりがいがある。

このような位置づけの本校で知財教育はまさに先進的な教育の一つであり、研究を進める学校として発信を求められる機会やその影響力があり、知財教育を進めるにはとても都合がいい。音楽科ではもっとも授業参観者の多い授業である。

2. 知財教育を行うようになったきっかけ

(1) 音楽とのかかわり

音楽そのものとかかわりは母の腹の中にいる時から始まっているが、知財と出会うまではとても時間がかかる。幼少のころからピアノやジャズなど常に音楽がそばにあった。中学校の合唱コンクールで歌うことの楽しさを知り、音楽科の高校で声楽を専攻した。大学は音楽や声楽に没頭できる場所を自然と選んだ。教員となってからも学校外で音楽とかかわることを意識しており、合唱団に所属をしたり、民族舞踊を続けていたり多く関わっている。

(2) 知財との不自然な出会わなさ

幼少期から大学まで、専門の音楽曲はもちろんのこと、ピアノ曲・吹奏楽曲・オーケストラ曲・和太鼓など教え切れないほどの音楽と接していた。大学では前述の教育実習を経て教員免許を取得した。しかし、知財との関わりをもったことは一度もなく、言葉さえも知らなかった。触れる場面や人がまったくなかった上、知識がなくても何ん自由なくすごしてしまった。今から考えると音楽に没頭する中で大変に不自然である上、知財を知らずに教員免許を取得できたことは恐ろしいことである。

(3) 知財との出会い

知財と初めて出会ったのは就職先である。大学卒業時、教員になるにはまだ知識不足であると感じ、特に知識不足を感じていたいわゆるポピュラー音楽の業界のことを知るために、芸能事務所である渡辺プロダクショングループの会社で勤務をした。渡辺プロダク

ションといえば1950年代からレコードを自社制作し原盤制作収入が入ってくるようにしたり、音楽出版社を設立して自社の歌手や海外のアーティストの楽曲で収益を得たりと、音楽に関する権利にいち早く着目してきた会社である。渡辺プロダクションのことを知ろうとすると、自然と知財のことを知ることになり興味関心が生まれた。また、音楽芸能プロダクション100社より構成される日本音楽事業者協会が開いた若手マネージャーを養成するための講座があり、プロダクション、レコードメーカー、音楽出版社、放送局、広告代理店、弁護士による40時間の講習があった。この中に知財にかかわる講義があり、主に著作権や肖像権を中心とした内容で、初めて音楽に権利があることを知った。この「知財との出会い」が大きく人生を変えていった。

(4) 教育への再起

華やかな芸能業界の中で充実した仕事をする中で、再度教育へ足を向けさせる出来事があった。学習指導要領（全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準。詳細は後述する）の中に『知的財産権』の項目が入るということがわかった。自分がまったく触れずに来たことに後悔や恥ずかしさを感じた知財を中学校の教育段階に入れるという。これは自分にしかできないことだと感じ、社会人経験を教員採用試験に活かし東京都の教員になった。当時、知財の知識がある教員はほぼ皆無である。配属された足立区の中学校で知財教育を始めた。ものめずらしさからか音楽科教育の雑誌に取り上げていただいたり、文化庁著作権課からインタビューを受けたり、著作権教育に関する賞をいただいたりした。また、文化庁が開催する教職員著作権講習会に足を運び、学校の中での著作権を知ったり、他校での著作権教育の実践を知ったりして、より関心が強くなっていった。

(5) 知財教育のはじまり

初めて知財教育の授業を考えた時から、変えていないことがある。それは「ダメを教える授業にしない」ということである。元来、音楽の授業は楽しくなければならぬ。現在、中学校音楽の授業は毎週約1時間で、年間35時間である。その中で定められた歌唱・器

楽・鑑賞・創作の各領域を網羅し、さらに合唱コンクールや入学式・卒業式等の式典などの歌唱指導にも対応しなければならない。こうなると、知財に割くことのできる時間は限られる。詳しいことや法律の話はできないと割り切った。そもそも、自分自身が法律の専門家でも何でもないので込み入った話はない。また、生徒は興味の種をまけば、勝手に調べて勝手に学ぶ。それは授業後すぐかもしれないし、高校生で初めてチケット代を取るコンサートを企画する時かもしれない。あるいは、社会人になった時かもしれない。それで一向にかまわない。ゆえに、知財との出会いが「面倒だ」や「退屈だ」であっては絶対にいけない。楽しい授業でなければいけないと思っている。

(6) 知財教育の広がり

知財教育を始めたものの、なかなか広がりを実感できる機会はなかった。同時期に音楽の授業に和楽器を必修化することが決まり、主に洋楽器を専門に学んできた教員は慌てて和楽器の知識や技術を身につけようとし、和楽器教育に関する資料や実践がとても多くなった。一方、知財教育は他の学校や先生で同じような実践をしている事例を聞かない。自分の授業についても、これでよいものかと思いつつながら指導をいただく機会にも人にも出会えなかった。しかし、確かに生徒が必要を感じてくれたり、学ぶ前後で明らかに意識が変わったりして手ごたえを感じていたので、自分なりに毎年改善を重ねながら授業を進めていった。東京学芸大学附属世田谷中学校に赴任してから、本校の理念や役割を鑑み、日本音楽教育学会や日本知財学会に所属することで外に発信する機会を作り、積極的に広めていくことに尽力している。また、毎年度の授業にも多様な立場の方にご参観いただけるようになった。こういったことをきっかけに発表や寄稿といった、実践を広める機会を得た。

<発表・寄稿>

- 2015年10月 日本知財学会 発表
- 2016年10月 日本音楽教育学会 発表
- 2016年10月 音楽鑑賞振興財団 寄稿
- 2017年8月 日本教育大学協会 発表
- 2017年8月 文化庁教職員著作権講習会（東京会場）発表
- 2017年10月 『最新 初等科音楽教育法』 寄稿

2017年10月 文化庁教職員著作権講習会（大阪会場）発表

2017年12月 音楽鑑賞振興財団 発表

2018年1月 知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会 発表

<授業公開>

2014年度から毎年 知財教育授業を毎年公開

2017年度は11月に実施 18名の参観者

3. 実践とその効果

(1) 学習指導要領

学校には全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準があり、それを学習指導要領と言う。およそ10年ごとに改訂され、新たな内容が加わったり削除されたりする。目立つ項目ばかりメディアに取り上げられる（昨今だと小学校の英語教育、プログラミング教育等）が、改訂内容は教科ごとに多岐にわたる。また、改訂内容に応じて教科書の変更がされるため、教員は改訂に向けて研究や実践の準備を数年かけて行う。中学校音楽科の大きな改訂でいうと前述の和楽器が必修化されたことや、授業で使用する曲について制限がなかったが改訂後は指定された7曲（『花』『赤とんぼ』『浜辺の歌』等）のうち必ず歌う等のことがある。

知財教育の観点で見ると、中学校音楽科で平成24年度の改訂で下記のように記され、現行されている。

音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

知的財産権という文言が入ったのは、初めてのことである。

そして、平成33年から実施される次期改定では、下記のように大幅に内容が増えている。

自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につ

ながらよう配慮すること。

単に知的財産権について触れるだけでなく、その意義についてまで触れている。さらに、同じような内容で言葉をやさしくしたものが小学校にも書かれている。

この学習指導要領を踏まえて、中学2・3年生が使用する教科書にも知的財産権について学ぶページがある。



小原光一ほか 14 名 (2016) 『中学生の音楽 2・3 下』教育芸術社.

発行されている教科書には、著作権法、配信・記録・許諾、楽譜の複製、音楽が生み出される仕組みについて書かれている。

(2) 授業内容

ここからは実際にどのような授業を行っているのか紹介する。

対象 中学校第3学年
 題材名 知的財産権を学び、関心をもとう。
 教材 『翼はいらない』秋元 康作詞・若田部誠作曲・AKB48 演奏
 授業内容 50分×2時間
 ①著作権に関する講義
 ②図書室を活用した調べ学習
 ③グループ活動
 ④レポート作成

対象を中学校3年生にしているのは、音楽の嗜好性が確立してくる発達段階であること、社会科で公民を学び方や権利について触れていることが理由である。

授業内容を流れに沿って、説明する。

①著作権に関する講義

項目	内容・説明	生徒の反応
学ぶ意義	<ul style="list-style-type: none"> ・PISA《Programme for International Student Assessment》(OECD(経済協力開発機構)加盟国を中心に3年ごとに実施される15歳児の学習到達度調査と同時に進められている意識調査)のうち、「クリエイティビティのある国」として他国の子どもは「日本」を挙げるのにも関わらず、日本の子どもは「自分にクリエイティビティはない」と答える。この温度差があることを知らせる。 ・国際収支において、日本が知財関連で大きな黒字であることを知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財が重要な日本の力であることに驚いている様子。身近なキャラクターは感づいたようだが、車や葉といった技術には実感がない。
教材『翼はいらない』鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒は音楽を形づくっている要素(音色・リズム・速度・旋律・テクスチュア・強弱・形式・構成など)の言葉を用いて、曲の批評を書かせる。 ・教材を『翼はいらない』にする理由は明確で、授業をおこなう1年前のCD年間売上枚数をもっとも多い曲を扱う。授業を始めた2012年からずっとAKB48の楽曲である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サビを何度も繰り返すことで印象深くしている。(構成) ・場所によって歌っている人の声異なる。(音色)
昨年のCD年間売上枚数を提示	<p>1位 翼はいらない 152万枚☆ 2位 君はメロディー 129万枚☆ 3位 LOVE TRIP 121万枚☆ 4位 ハイテンション 120万枚☆ 5位 サヨナラの意味 91万枚(乃木坂46)</p> <p>☆印 AKB48の楽曲 ・100万枚を超える売上があっても、中学生への認知度は低い。10年ほど前ならば、年間1位であり100万枚売り上げていればどんな世代の人も聞いたことがあったり、歌えたりしたもののだが、昨今では必ずしもそうではない。この現状を踏まえて今年度より後述する著作権使用料のランキングを取り上げることにした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1~5位のCDを持っていたのは学年160名のうち、1名であった。曲を知っているのはクラス40名のうち、2~3名であった。

<p>音楽を取り巻く人々の存在に気付く</p>	<p>演奏者には原則 1% が入る。残りの 99% は何に使われるのかと問う。 ・原則、作詞者には 2%、作曲者には 2% が入ることを説明する。 ・CD には、音楽データの入った CD の他、ミュージックビデオ DVD、販売イベント参加権、選抜総選挙投票権、メンバーの写真、歌詞カードが入っていることを紹介する。 ・CD ジャケットはタイプ A・K・B とそれぞれの初回限定盤、通常盤の計 6 タイプがあり、入っている曲がちがうことを伝える。 ・運ぶ人や営業する人、録音撮影のために必要な人など 1 枚の CD に多くの人が関わっていることを知らせる。</p>	<p>・1~5 位すべての作詞を手がける秋元康さんの収入を推測して驚く。6 位以降や使用料でも秋元康さんの楽曲が多いことを知らせる。 ・152 万枚売れても、152 万人が持っている訳ではないことを察する。 ・営業や運輸等、多くの人に関わることを知る。</p>
<p>著作権使用料</p>	<p>CD の売上枚数とは別に、昨年の著作権使用料ランキングを見せる。 1 位 糸 中島みゆき 2 位 名探偵コナンのテーマ 読売テレビ 3 位 ドラゴンクエストのテーマ すぎやまこういち 4 位 R.Y.U.S.E.I. 三代目 J SOUL BROTHERS 5 位 ひまわりの約束 秦基博 ・2・3 位の曲名を空欄にしたが、ヒントをいくつか出して正解につなげた。</p>	<p>・すべての楽曲において、生徒の認知度は高かった。</p>

<p>CD しらべ</p>	<p>・CD のジャケットや歌詞カード等の実際の物に触れることで、演奏家ごとの特徴や関わる人々、役割を知らせる。 ・8 枚の CD を選んだ。それぞれレコード会社が異なり、生徒が知っているアーティストの曲にした。</p>	<p>・普段はあまり気にかけない歌詞カードに役職や人の名前、企業名が書かれていることに気付いた。</p>
<p>著作権に関する○×クイズ JASRAC サイトより</p>	<p>買った CD を自分が楽しむために iPod に取り込んだ …○正答率 95% Youtube に弾き語りで「歌ってみた」をアップした …○正答率 82% Youtube の音楽をダウンロードした …×正答率 90% SNS に好きな曲の歌詞を書いた …×正答率 35% 吹奏楽部で J-POP を演奏会で演奏した …○正答率 100% ・普段の行動に関わらず、素直に書くよう促す。○や×にした理由を数名に答えさせ、条件や例外などを説明しながら話し進める。</p>	<p>・意外な答えや、わかっているけどやってしまうことに対する反応が強かった。 ・当たり前のようにしていることにも法の裏づけがあることを知った。</p>

授業ワークシート

AKB48 は、いくらかわっているの？

◆今日の Overture

日付	曲名	作詞者	作曲者	備考
11/16			岩田部 誠	
★1~5	音色/リズム/速度/機律/テクスチャ/強弱/形式/編成			

◆2016 年 年間 CD 売上ランキング (オリコン調べ、小数点以下省略)

順位	曲名	売上枚数
1 位		152 万枚 ♀
2 位	君はメロディー	129 万枚 ♀
3 位	LOVE TRIP/しあわせを分けなさい	121 万枚 ♀
4 位	ハイテンション	120 万枚 ♀
5 位	サヨナラの意味	91 万枚 ♂

- ・売上 1 位の歌手は[]
- ・歌う人 (演奏家) は CD の価格の[]% が原則。1 位の CD が 1 枚あたり 1,000 円だとすると、演奏者である AKB48 には[]円が入る。1 位の売上[]円、ベスト 5 内の合計は[]万枚となり、1 枚 1,000 円だとすると[]円が入る。
- ・作詞者 (著作者) は CD の価格の[]% が原則。作詞者 A さんには…

◆2016 年度 例の音楽ランキング？ []

順位	曲名	作詞者	作曲者	出版の母体
1 位	糸	中島みゆき	中島みゆき	ヤマハ
2 位			大野 克夫	読売テレビ
3 位			稲塚 三郎	スギヤマ工務
4 位	R.Y.U.S.E.I.	STY	STY	エイバックス
5 位	ひまわりの約束	秦 基博	秦 基博	テレビ朝日

◆その他のお宝は、何に使われるか。

1. 「役割」にア〜カを、うめよう。
 A CD 物を作る イ音を作る ウ売る エ管理する オ曲を作る カ運ぶ
2. ①〜④にあてはまる名前を書こう。
3. CD しらべをして、得た情報を書きこもう。

役割	職業	『真は知らない』	『]
歌手	③	・	・
バンド	ギター・ドラムなど	・	・
作詞者	④	・	・
作曲者	②	・	・
レコード会社	KING RECORDS		
音楽出版社	朝日AKS		
CD 店・通販	タワーレコード、新屋堂、amazon など		
運送屋	日本通運、ヤマト運輸、佐川急便など		

avex / KING RECORDS / Sony Music / rhythm zone / J Storm / Victor / E-Gram / TOY 'S FACTORY / UNIVERSAL MUSIC / WARNER MUSIC / Columbia / ヤマハ

◆これは大丈夫？ 考えてみよう。(JASRAC サイトより)

質問	○×	答え
買った CD を自分が楽しむために iPod に取り込んだ。		
YouTube に弾き語りで「歌ってみた」をアップした。		
YouTube の音楽をダウンロードした。		
SNS に好きな曲の歌詞を書いた。		
吹奏楽部で J-POP の曲を演奏会で演奏した。		

課金は 10 年以下の期間または 1000 万円以下の罰金

音楽を守る権利は[]のうち、主に[]

②図書館を活用した調べ学習
 資料を使って「知的財産権に関して、どのような問

題が起きているか。また、どのような問題が考えられるか。」を考える。

使用する資料は学校司書がこの授業に合わせて準備をしている。本校所有の書籍の他に、他校や区の図書館から借りている。また、協会などの団体が学校している冊子や、新聞記事を準備する。さらに、タブレット端末を利用して情報を集める。

主なものを抜粋して記載する。

書籍

- 『小中学生のための初めて学ぶ著作権』 岡本 薫
- 『18歳の著作権入門』 福井建策
- 『正しいコピーのすすめ』 宮武久佳
- 『なんでコンテンツにカネを払うのさ?』 岡本斗司

夫 福井建策

- 『すべてのJ-POPはパクリである』 マキタスポーツ
- 『デジタル時代の知識創造』 長尾 真
- 『学校で知っておきたい著作権1~3』 インターネットユーザー研究会

冊子

- 『生徒のための著作権教室：ひとつわかったらうれしい』
- 『はじめての著作権講座 著作権って何?』

新聞記事

- 『外国映画の音楽使用料 興行収入に応じ徴収へ』
- 『レッスンに著作権料 火花』
- 『ネット配信曲 披露宴使えず』
- 『コピー判定ソフト考察』
- 『音楽配信に「無料」来襲「スポティファイ」日本参入へ』 他



③グループ活動

男女混合の5人組で、調べたことについて1人1分で他の4人に向けて発表する。(知識構成型ジグソー法という。関わり合いを通じて一人ひとりが学びを深

めていく方法。)これにより情報が5倍になったり、ちがった角度からの知識を得たり、短時間で効率的な情報収集をすることができる。発表者に自然に質問が出る等、学びあいの姿勢が見られる。

④レポート作成

テーマ「知的財産権に関して、どのような問題が起きているか。また、どのような問題が考えられるか。」について、自分が調べた内容やグループの他の人から学んだ内容を踏まえて意見をまとめていく。B4サイズの片面の記述欄に、細かく意見を述べる生徒が多く見受けられる。

1クラス40名の生徒の意見を集計すると下記のようになる。(複数回答可)

法律の認識不足	22人
法律が守られていない現実	20人
判断が困難	8人
技術の進歩による作業の簡素化	5人
以下1人	
作り手への認識不足, 処理しきれていない, 若年化, 世代や所属する社会による差	
著作者の利益が減る, 作品の価値が下がる, 法律に対する理解が低い	

問題について「知らなかった」が大半を占める。知らないことを学ぶのが学校という場であるので、知らないことを咎める必要はない。2つ目「法律が守られていない現実」は法があるのはわかったが実際に動画サイトにはテレビのパラエティ番組や情報番組等の動画がある。これらの動画は違法であることが決定付けられ、法が守られていない現実があることを指摘している。3つ目の「判断が困難」は良い悪いの線引きが中学生にはしづらいということをあげている。授業中におこなったJASRACの○×クイズでも正答のあとに「ただし…」という条件が付くことが多く、判断に困るようだ。

4つ目「技術の進歩による作業の簡素化」は今回初めて複数出た意見である。動画を撮ることやアップロードすることは、以前は専門的な知識や技術がある人だけが行えることだと認識があった。しかし現在では、中学生を含め動画作成・編集を専門としない人が

動画を作成・編集したり、アップロードしたりできるようになっている。これらの人たち全員に知的財産権の知識があるかというのを懸念している。

具体的な生徒の意見を取り上げる。

●生徒 A

知らず知らずのうちに違反しているケースも多いが、それは双方にとって不利益だ。自分でも気をつけたい。

→双方という観点が利用者だけでなく、創作者になり得る視点を持っている。

●生徒 B

盗作疑惑をかけられた時、違法ダウンロードをしている一般人から強烈なバッシングを受けるのは理不尽。→語気の強い意見であるが、昨今話題になる盗作や違法ダウンロードについて多角的な視点を持って指摘している。

●生徒 C

監視をしなくてもよいように、人々の意識を変え監視の不要な国にする。

→人の心を育てるという点で、平成 33 年度から同じく実施される「特別の教科 道徳」につながると感じる。

学習指導要領の「特別の教科 道徳」の中学校の内容項目には下記のような記述がある。

主として集団や社会との関わりに関すること。

(10) 法のきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める

遵法精神、公德心を育てるとする内容については、社会科の公民分野だけでなく、音楽科のこういった授業内容から指導することができる。

●生徒 D

好きなバンドの人が「良いと思ったものにはしっかりお金を落として欲しい」と言っていた。作る側も真剣なのだから、ファンがそれを駄目にするのはあ

てはならない。

→中学生は発達段階から言うと、嗜好性が明確になる年代である。実際、後日の授業で好きな曲を 1 曲持って来させたところ、160 名中で曲が重複したのは 3 曲ほどであった。それくらい多種多様な嗜好性を持つ。また、好きな曲やアーティストへの敬愛、尊敬の念を強く抱くのも中学生段階の特徴である。

この意見をもった生徒は好きなバンドメンバーがライブやインタビューで発した言葉に感銘を受けている。法律の専門家や学校の教員が言うより何倍も生徒の胸に直接響いたのではないかと思う。このようにアーティストが直接意見を述べたり、語りかけたりすることも知財の存在や遵法を促す有効な手段だと感じる。

(3) 効果と課題

授業を実施した効果として、まず基礎的な知識を与えることができたと言える。そもそもまったく知財に関して興味関心がなかった目を向けさせることができた。このようなフィルターを通して生徒自身の生活を見ると、見直すべき点や疑問点がわいてくる。また、関連する本やサイトの周知ができたことも効果として挙げられる。

授業の 2 時間では知財があることを「知る」に留まる。しかし、それでよいと思っている。実際に生徒自身が必要だと感じた時に改めて本やサイト等の資料に当たってくればよい。本当の効果がわかるのは、何年後、何十年後になるかもしれない。学校教育とは得てしてそういうものである。生徒が社会人になった時に、そもそもどのような世の中になっているかは皆目見当がつかないが、この知財の授業が役立ったと思える生徒が増えることを願ってやまない。

また、今後の課題としてそもそも教員に知財そのものの知識がないことが多い。大学の授業内容に知財の項目が入っていないので学ぶ場や機会すらない。山口大学で知財を全学生に必修化するなどの取り組みも見られ、全教育学部の学生に広がることを願う。また、他教科との連携が挙げられる。中学校では音楽科以外に、美術科や技術科に知財教育の項目がある。そして、社会科では公民で法律や権利を学ぶので関連して学びを深めたい。最後に若年化への対応もあげられる。今回生徒からの意見でも「もっと早く教えて欲しかった」とあった。スマートフォンの使用や動画サイトへのアクセスなど、幼少期から当たり前にある子ど

もにとっては、中学校3年生という時期は遅すぎるのかもしれない。小学校の学習指導要領にもあるので、発達段階に応じた学びを重ねていきたい。

4. 知財教育の広がり

紹介した授業をただ学校の中でおこなっている時は、知財教育の広がりを感じられず、たった一人で「よいと思えるようなもの」をしているに過ぎなかった。しかし、多方面で発表や寄稿をする中で他校や他教科にも広がっていることがわかってきた。前述したとおり、山口大学では全学生に知財を必修化している。名古屋造形大学でも同様の取り組みが見られる。また、高等学校の情報科や高等専門学校の特許や商標の実践も見られる。確実に広がっていることはわかる。

しかし、中学校の音楽科で取り組みをしている例はいまだに聞かない。学習指導要領の平成24年度改訂で知的財産権が明記され、教科書にも載っているのにも関わらずだ。そもそも、音楽科では教科書を使わずに展開される授業が多い。学校によっては、楽譜以外でほとんど教科書を開かないことも珍しくない。また、音楽科教員が知財の触れることなく育っていることが多い。私自身も社会人を経なければ、存在にも問題にも気づけなかったと思う。唯一、吹奏楽や合唱のコンクールにおいて楽譜の提出や編曲に関する内容が実施要綱に載っていると、知財があることをわかりはするが、日常の授業や部活動において知財を意識することはほとんどないと言っている。著作権法35条に守られていることが裏目に出てしまっているのだ。学校で作成するCDやDVDや行事で使用する楽曲の編集等が音楽科に任されていることを鑑みても、音楽科教員が知財についての基礎知識を身に付けるのは必須であり急務である。

5. 弁理士会へのお願い

弁理士の皆さんが知的財産権の専門家であるように、子どもへの教育の専門家が教員であり、理論や実践、経験に裏づけされた特殊技能が必要である。現在、様々な知的財産権に関わる団体が子どもに向けた出前授業や教材開発をしている。それはとてもありがたく、教員では知りえない専門的な知識を子どもに伝

える機会になっている。しかし、理想的な構図は専門家がおこなうのは子どもへの教育でなく、教員への教育である。教員は自分が学んだことを、どのように子どもに話せばいいか、資料を作ればいいのか、どのような場が効果的かを考えることができるからだ。

教員への教育の機会は2つある。既存の教員向けには『教員免許更新制度』が有効である。教員免許を所有する教員は10年に1度、30時間の講習を受けている。音楽科の教員で言うと、部活動の顧問を持つことが多く、平日夜はおろか土日も含めて講習等で学校を離れるのは難しい。しかし、教員免許更新制度ならば周囲の理解もあり、学校を離れやすい。講習は教員のキャリア年数でなく生まれ年でおこなわれる。32歳、42歳、52歳という節目で学び直す良い機会となっている。講習は教育学部の大学教員が講師を務めることが多く、知財の知識が充分にあるわけではない。そこで、法の専門家である弁理士さんから話を聞く機会があることが好ましい。

新規の教員である教育学部の生徒には教職課程に知財を必修化すべきだと考える。全学生に対しての開講が難しければ、手始めに音楽科・美術科等の学生に対して数時間でもピンポイントに学ぶ機会があるとよい。教育学部の大学教員は同じように専門的知識があるとは限らないので、法の専門家である弁理士さんからの話を聞きたい。

さいごに、教育や音楽に携わるすべての教員が知財の基礎的な知識を持ち、知財を生み出すことに自信と誇りと確かな知識をもった子どもたちが、我が国の屋台骨を支えることに尽力したい。そして、それは近い将来よりもっと近くであることを願う。

(参考文献)

- (1) 文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領 平成20年3月告示』 東山書房。
- (2) 小原光一ほか14名 (2016) 『中学生の音楽2・3下』 教育芸術社。
- (3) 文部科学省 (2017) 『新学習指導要領』, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm (最終アクセス2018年3月23日)。

(原稿受領 2018. 3. 27)